



CONTENTS

I Farewell

法科大学院と法学部一定年退職にあたって
退職を迎えて

市川 正人 2
駒林 良則 6

II My Book

自著紹介—『議会制民主主義の現在—日本・イギリス』

小松 浩 10

III Ceremony

2020 年度・第 15 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式
2020 年度・第 18 回天野和夫賞の授与式

山本 忠 12
山本 忠 13

IV Study Group

研究会

14

Farewell

退職記念

法科大学院と法学部 一定年退職にあたって

市川 正人 ICHIKAWA Masato

はじめに

私は、1994年10月に立命館大学法学部に赴任し、それから26年が経ちました。この間の内外の変化にはめざましいものがあり、それに応じて憲法学も、大学も、法学教育も変わってきました。こうしたことについて退職にあたり書きたいことはたくさんありますが、ここでは、法科大学院を中核とした法曹養成制度、法科大学院と法学部との関係について書かせていただきます（それ以外については、立命館法学393・394号に掲載していただいたオーラルヒストリーを参照していただければ幸いです）。



法曹養成制度の改革

1999年の7月に司法制度改革審議会が発足して司法制度改革の検討が始まり、司法制度改革の1つの柱として法科大学院を中核とした法曹養成制度が実現しました。立命館大学も、1999年4月に学長を委員長とする

ロースクール推進委員会を設置して以降、法学部が一丸となって法科大学院設置に向けた取り組みを進め、2004年に法科大学院（大学院法務研究科）が開設されました。

私は、1999年3月に在外研究から帰国し





た直後にロースクール推進委員会の事務局長に就任して以来、法科大学院設置の準備に取り組み、法科大学院設置後は初代研究科長を2010年3月まで務めました。

また、2002年から2007年までは司法試験審査委員として司法試験の実施に携わると共に、司法試験管理委員会の新司法試験実施に係る研究調査会委員などとして新司法試験制度の立ち上げにも関与しました。

私の立命館生活のうち10年ほど、40代から50代という「働き盛り」の時期は、法科大学院を中核とした法曹養成制度の発足とその定着に向けた仕事に邁進した時期でした。

法科大学院の苦境

立命館大学法科大学院は法曹養成を目指した法学教育を進め、昨年までで約530人の司法試験合格者を輩出するという成果を上げています。しかし、法科大学院をめぐる状況は非常に厳しくなっており、2005年には74校あった法科大学院は近いうちに35校にまで減ることになっています。立命館大学法科大学院も、当初150人あった入学定

員を70人に減らしており、それでも入学定員を満たすことができていません。

こうした法科大学院の苦境の原因としては、法科大学院を中核とした法曹養成制度の制度設計の甘さが指摘されています。しかし、私は、新しい法曹養成制度の樹立後の運用における不徹底さが事態を悪化させていると思います。たとえば、当初、司法試験合格者数について3,000人程度とすることを目指すと閣議決定されたのに、最大でもその3分の2の2,000人超にとどまりました。司法試験合格者数が押さえられた結果、妥協の産物であった法曹養成制度改革がさらに微温的、保守的なものにとどまることになりました。

また、予備試験は、法科大学院に進学することが困難な状況にある人たちのために設けられたものであり、決して法科大学院ルートと予備試験ルートが対等な制度として設けられたものではないはずです。ところが、予備試験の受験資格に何らの制限も設けられなかったために、法学部生、法科大学院生が法曹になる短縮ルート、あるいはエリート・コースとして予備試験経由で法曹を目指すという



オーラルヒストリー
インタビュー中の一コマ



現象が生じています。それに対して、予備試験の現状を前提とした改革が進められてきましたが、予備試験に制限を加えることなく対応をしようとしても、制度の中途半端さを増幅することになるのではないかと危惧されます。

しかし、現在の司法試験制度の下で既に15回の司法試験が行われており、法科大学院の修了者がさまざまな分野で活躍しています（市川正人ほか編『現代日本の司法』[日本評論社、2020年]の「第5編 弁護士（像）の変化」「第1章 司法制度改革後の弁護士業務開拓の現状と課題——若手弁護士の体験から」参照）。このような法科大学院修了者の多方面での活躍により、法科大学院を中核とした法曹養成制度をその本来の理想に向けて改革していく基盤が構築されてきています。今後は、それに依拠して改革を進めるべきでしょう。

法科大学院教育と法学部教育

法科大学院では、比較的小人数の院生に対して「双方向的・多方向的で密度の濃い」教育（司法制度改革審議会意見書）が行われてきています。院生は相当の予習をした上で授

業に取り組み、教員は授業内外での院生への指導（質問対応、レポート添削、自主ゼミの指導）に打ち込んでいます。また、教員間では授業運営、成績評価について緊密な連携がなされており、授業の改善に向けたFD活動も活発に行われています。

法科大学院を中核とした法曹養成制度の創設には大学改革という面もあったのですが、この側面についてはほぼ成功したと言えます。2015年に教学担当の副総長に就任し、「学びの立命館モデル」の構築、アクティブ・ラーニングの推進に携わった際には、法科大学院での教育実践が学部での教学改革に大いに参考になるのではないかと思います。

もちろん大学院レベル（しかも司法試験合格を目指す院生からなる大学院）と学部レベルとの相違、規模の違いがありますから、法科大学院での経験がそのまま法学部での教育改革に導入できるというわけではないでしょう。

ただ、今年度、久しぶりに憲法Ⅰの授業を担当してみて、授業規模が以前に比べてかなり小さくなってきており、また、manaba+R

といった授業補助システムも導入されていて、法科大学院での教育経験を生かす余地は広がっていると感じました。今後は、法科大学院、法学部両者のFD活動における連携を強化していくことが課題となると思います。

立命館大学法学部と法科大学院

立命館大学は法科大学院と法学部との連携が最もとれている大学（の1つ）です。これは、法学部主導で法科大学院設置に取り組み、法科大学院設置後も「連合教授会」、「連合執行部会議」、教授会懇親会などを通じて意思疎通を図ってきたからでしょう。

しかし、法科大学院開設から17年が経とうとしており、法科大学院、法学部双方とも教員の顔ぶれが変わってきています。私が教授会懇親会のパーティーで冗談で述べたように、「愛していると言わなくてもわかる関係から、愛していると言わないとわからない関係へと変わってきている」わけです。今後は、法学部と法科大学院との連携、意思疎通を意識的に強化していくことが、法学部、法科大

学院それぞれでの教育、研究を充実化させるために重要になっていると思います。

その際、法学部、法科大学院教員による共同研究を進めることが、多彩な法学・政治学研究者が集う立命館大学の人的環境を生かした質の高い研究をもたらすというだけでなく、教員間の信頼関係を醸成していくことにもなるでしょう。

終わりに

これまでの立命館大学での26年間は非常に充実したものであり、たいへん気持ちよく過ごさせてもらいました。これも立命館大学法学部・法科大学院の教員、職員の皆さんや学生、院生の皆さんのおかげであると感謝しています。定年退職はしますが、引き続き法科大学院、法学部での憲法教育に携わります。上記の課題を自らの課題として励みたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

（いちかわ まさと・憲法）



Farewell

退職記念

退職を迎えて

駒林 良則 KOMABAYASHI Yoshinori

2021年3月末に定年退職を迎えることになりました。立命館大学法学部には12年間お世話になったことになります。前任校での在職が長かったせいか、立命館大学での12年はあっという間に過ぎたように思います。この間、行政法分野の先生方のみならず、法学部及び法科大学院の先生方並びに事務室の方々にも大変良くしていただき、心から感謝申し上げます。

2009年に本学法学部を定年になられた安本典夫先生の後任として赴任したのですが、安本先生が私の前任校である名城大学法学部に同じタイミングで移籍されることとなったのは奇遇というほかありません。私の前任校への就職は、私の出身校である大阪市立大学法学部でお世話になった行政法の小高剛先生のご紹介をいただいたからですが、小高先生ご自身は立命館大学のご出身であり、また当時前任校には行政法として長尾久衛先生がお



られたのですが、長尾先生もまた立命館大学の法学研究科のご出身であります。大学教員の移籍はこうした繋がりが影響することは多いように思いますが、本学にお誘いがあったときは、立命館との繋がりを感ぜざるをえま



せんでした。

本学に赴任した当初は、衣笠キャンパスの学生の多さに驚き、大規模大学であることを実感しました。法学部の学生の印象ですが、全国各地から学生が集まっていることと真面目な学生が多いと思いました。また、法学部とロースクールの先生方の数も多く、顔と名前を覚えることにかなり時間がかかったように思います。

今から思えば前任校が比較的のんびりしていたからかもしれませんが、忙しいなあと感じたこともありましたが、戸惑いも少なからずありました。また、4年に一度カリキュラムを見直していくことや、学園の重要事項を全学の構成員で議論するといったことも新鮮に感じました。赴任してすぐに大阪茨木キャンパスができることが決まって、そちらに学部として移転するか否かといった議論が活発になされたことも、今となれば懐かしいことのように思います。

それでも徐々に立命館のやり方にも慣れて

きたのですが、退職する年になって、コロナ禍のために、想像すらしていなかったオンライン授業なるものを経験することになりました。そうした授業に関わる機器の使い方などに戸惑いながらも、事務室のサポートをいただいて何とかこなしているところです。この間、学生との関わりが減ってしまい、学生には気の毒ですが、学力等への悪影響が出るのではと心配しています。また、所属している学会が中止になったり、出席している研究会も中止あるいはZoomでの開催となっていました。厳しい感染状況が続くなかで、慌ただしく退職することになってしまい、その実感は正直ありません。

さて、近時、私は地方議会法制を主要な研究テーマとしてきたのですが、立命館に赴任した2009年に、議会関係者と「議会事務局研究会」を立ち上げました。それまでは専ら地方議会の法理論面に関心を払ってきたのですが、この研究会活動を通じて、議会の実務面にも関心を広げることとなりました。活動



議会事務局研究会シンポジウムの様子



の結果として、議会関係者と頻繁に意見交換をすることによって現実の地方議会の有り様にも興味を持つようになり、現実の議会に対する自分の考えを披瀝する機会も増えてきました。また、赴任した時期ぐらいから一定の社会貢献もすべきと思うようになり、各種の審議会の委員を積極的に引き受けるようになりました。

なお、地方議会を主要テーマにした「地方自治組織法制の変容と地方議会」（法律文化社）を立命館大学法学叢書として上梓することができました。これは、立命館の在職中に執筆した諸論文を一書にまとめたものです。ささやかながら法学部に貢献できたのではないかと考えています。ちなみに、本書をまとめる段階で課題もみえてきましたので、今後はこれに取り組みたいと思っています。

ところで、私は地方自治法を専門分野としているのですが、私自身短い期間ながら公務員を経験したことがありますので、私のゼミに集まる学生も公務員志望者が多いのです。そのため、毎年ゼミに現役の地方公務員をゲ

ストスピーカーとしてきてもらい、実際の公務員としての経験談・やりがいなどを語ってもらっています。話をしてもらった後には、ゲストを囲んでゼミでコンパをして、公務員としての本音を聞かせてもらったりしました。そのような現役の公務員とのふれ合いを通じて、ゼミ生には公務員の志望動機をより明確にしてもらったように思います。多くのゼミの卒業生が京都市職員をはじめ国家公務員や各地の地方公務員として活躍してくれており、最近では、ゼミのOB・OGのなかで公務員になった者にもゲストスピーカーに来てもらうようになりました。

法学研究科長をしていたとき、当時学部長の二宮周平先生とともに北京を訪問しました。これは、法学研究科と中国人民大学法学院及び精華大学法学院との相互交流の協定を締結するためでした。中国訪問は初めてでして、中国の大学の建物の偉容に圧倒されたり、学生の熱心な勉強ぶりに感心した記憶があります。協定締結後、中国人民大学法学院からは毎年法学研究科に留学してくるようになり

ましたが、環境法専攻の王一晨君が博士課程に入学してきたので、彼を指導することになりました。王君は日本語もよくでき、博士号を取得しましたが、天野和夫賞も受賞することができました。王君の指導を通じて彼我の法制の違いや法的思考の違いなどを感得することができ、私にとっても貴重な経験であったといえます。

数年前より、健康のために大学への通勤途上ではできるだけ歩くようにしており、妙心寺境内を抜けて衣笠キャンパスに通うこともあります。朝に境内を通るとすがすがしい気分になります。妙心寺は立命館に赴任してから知ったのですが、退職して時間に余裕ができたとしてもたいした趣味をもっていないので、まずはこうしたまだ訪れていない京都の

名所を回ってみたいと思っています。

最後に、全くの個人的なことで恐縮ですが、私の次男は立命館大学法学部を卒業しました（お世話になった先生方には改めて御礼申し上げます）が、実は私の亡父も立命館を卒業しておりまして、立命館には三代に亘ってお世話になったことになります（なお、岳父も立命館を卒業したと聞いております）。全くの偶然ではありますが、これも何かの縁と思っており、僭越ではありますが立命館大学法学部の今後の発展を強く願っている次第です。

（こまばやし よしのり・行政法）



My Book

自著紹介

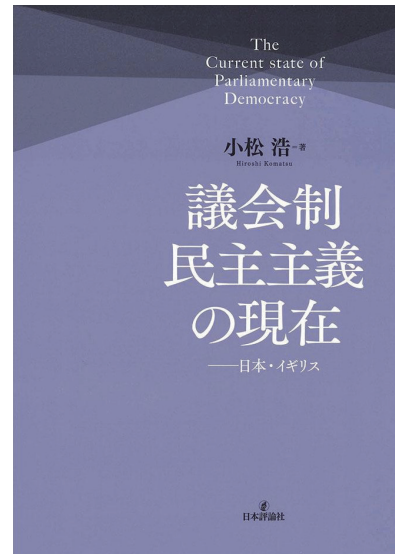
自著紹介 —
『議会制民主主義の現在—日本・イギリス』

小松 浩 KOMATSU Hiroshi

本書は、幸いにも、2020 年度科学研究費助成事業（研究成果公開促進費）の交付を受けた。イギリス人の友人に、「あれほど安倍政権に批判的な君の本が政府の助成で出版されるなんて、日本も捨てたものでない」ともいわれたが、昨今の学会議会員任命拒否問題を前にして、もはやそのような呑気なことはいってられないであろう。

アメリカのトランプ現象、フランスのルペン、ドイツの AfD の進出など、今や、世界的規模でポピュリズム的現象がみられるが、ポピュリズムはいわば議会制民主主義の劣化の反映であるともいえる。本書の対象とするイギリス、日本も例外ではなく、この間、両国の議会制民主主義は劣化してきている。イギリスにおける EU 離脱レファレンダムをめぐる状況はまさにその象徴的出来事である。本書は、イギリスおよび日本の議会制民主主義の危機の現状を分析し、危機に対する処方箋を筆者なりに考えてみたものである。本書は、2003 年に出版した『イギリスの選挙制度—歴史・理論・問題状況』（現代人文社）に次ぐ 2 冊目の単著であり、前著出版以降、2003 年以降のイギリス議会制民主主義の変化を描写、検討するものとなっている。

本書の構成は、第 1 部は、「基礎理論」にあたる部分で、第 1 章「イギリス代表制論研究序説」では、イギリスにおける代表制理論の歴史的展開について検討を行っている。第 2 章『「マニフェスト」・『「マンデイト」論考』は、日本において一時期喧伝された「マニフェスト」選挙論について、そのもととなってい



『議会制民主主義の現在—日本・イギリス』

小松浩著 日本評論社

2020 年 10 月 ￥5,600 + 税

るイギリス「マニフェスト」論、「マンデイト」論を検討したものである。

第 2 部は、90 年代後半以降イギリスで展開された「憲法改革」、「政治改革」の動向を検討したもので構成されている。第 3 章「現代イギリスにおける小選挙区制改革の動向」では、現代イギリスにおける小選挙区制の問題状況を指摘し、その改革動向として AV が現行小選挙区制の維持かをめぐってレファレンダムが実施されるに至ったことを論じている。第 4 章「イギリスにおける国会議員リコール法の行方」は、議員経費スキャンダル

をきっかけに議会制民主主義に対する信頼を回復するため国会議員のリコール制度が導入されるに至ったことを紹介、検討している。第5章「イギリス連立政権と解散権制限立法の成立」では、連立政権維持のため、また、首相権限削減のため、基本的に議会任期を5年間に固定化し、首相の解散権を大幅に制限する解散権制限立法（任期固定制議会法）が成立するに至った過程、さらに、同法の問題性について検討を行った。第6章「現代イギリスにおけるレファレンダム活性化の動向」は、AV レファレンダム、スコットランド独立レファレンダム、EU 離脱レファレンダムなど、近年のイギリスにおいてレファレンダムが活性化しており、今や重要問題についてはレファレンダムを実施しなければならない、レファレンダムは憲法の一部となっているイギリスの現状、およびその背景には議会制民主主義の衰退化傾向があることについて検討を行ったものである。

第3部は、イギリスにおける選挙運動、レファレンダム運動について検討を行っている。第7章『選挙の自由』と『選挙の公正』では、イギリスは選挙運動の自由が手厚く保障されている国としてこれまで日本に紹介されてきたが、他方で、放送規制など「選挙の公正」を確保するため日本以上に厳しい規制が存在することを紹介、検討し、「選挙の公正」確保の必要性を論じている。第8章「イギリスレファレンダム運動における政治広告放送の禁止」は、日本においては、憲法改正国民投票法において放送におけるコマーシャルが投票日2週間前は全く自由であるのに対して、イギリスにおいてはレファレンダム時において一切のコマーシャルが禁止されていることを紹介し、レファレンダム、国民投票の「公正」を確保するためコマーシャル規制が必要であることを論じている。

第4部では、日本の議会制民主主義の現状について論じている。紙数の関係もあり、以下では、タイトルのみ記すことにする。第9章「小選挙区制論・二大政党制論の再検討」、第10章『政治改革』20年余の軌跡と議会制」、第11章「自民党『日本国憲法改正草案』と議会制」、第12章「橋下ポピュリズムと憲法が求める民主主義のあり方」、第13章「情報と民主主義—内容も制定プロセスも非民主的な特定秘密保護法」、第14章「日本の選挙運動規制の問題点」、補論「解散権行使の限界と衆参同日選挙の是非」である。

本書をまとめるにあたっては、2018年3月から9月までの、ロンドン大学キングス・カレッジでの在外研究が大いに役立っている。受け入れを許可してくれたK・ユーイング（Ewing）先生に感謝申し上げる次第である。また、在外研究の機会を与えてくださった立命館大学法学部・法科大学院のみなさまにも感謝申し上げます。

本書が、日本の議会制民主主義の発展に少しでも寄与することができるとすれば、うれしい限りである。

（こまつ ひろし・憲法）

授与式報告

Ceremony

2020 年度・第 15 回平井嘉一郎研究奨励賞授与式

2020 年度（第 15 回）平井嘉一郎研究奨励賞授与式が、2020 年 11 月 20 日（金）、平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルーム（本学衣笠キャンパス）にて開催された。これまでは 4 月に選考が行われ、5 月に授与式が行われるのを通例としていたが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大対策のため、アクリル板の設置やマスク着用などの感染対策を施したうえでの、半年遅れの開催となった。

同賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生（昭和 15 年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により 2006 年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を修め、今後の活躍が期待される大学院生を表彰し、国内外で貢献する人材を育成することである。

本年度は、西畑佳奈氏（博士課程前期課程研究コース 2 回生）、笹川遥平氏（博士課程前期課程法政リサーチ・コース 1 回生）、中辻翔太氏（博士課程前期課程法政リサーチ・コース 1 回生）、迎華実氏（博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コース 1 回生）、



松本健大氏（法務研究科法曹養成専攻専門職学位課程 2 回生）の 5 名が受賞した。

授与式は徳川信治法学部長の司会で進められた。まず仲谷善雄学長から祝辞が述べられた後、各受賞者に賞状が授与され、併せて平井信子様から目録が手ずから贈呈された。選考委員会を代表して法学研究科長から受賞者の紹介と選考理由について説明がなされた。続いて、各受賞者から受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られ、それを受けて平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。最後に森島朋三理事長から謝辞が述べられ、閉会となった。

（法学研究科長 山本 忠）



Ceremony

授与式報告

2020 年度・第 18 回天野和夫賞の授与式

2020 年 12 月 7 日（月）、紅葉の色も深まる晴天の衣笠キャンパス至徳館応接室にて、第 18 回天野和夫賞授与式が開催された。新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、列席者の人数を制限して簡素かつ少人数で催された。

同賞は、元立命館大学総長・学長の故天野和夫先生のご令室・天野芳子様からのご寄付により 2003 年に創設されたもので、法の基礎理論研究において優れた研究により学界に貢献した若手の研究者を表彰し、その研究を奨励することを目的とするものである。

今回は、法の基礎理論研究において優れた研究をもって学界に貢献した若手研究者として、『徳川日本の刑法と秩序』（名古屋大学出版会、2020 年 3 月）を著した代田清嗣氏（名城大学法学部准教授）が受賞した。

授与式は、安井栄二法学部副学部長（大学院担当）の司会進行により、徳川信治法学部長の開会の挨拶で開始された。次いで法学研



究科長から受賞者に賞状と副賞が授与され、選考委員長（法学研究科長）から祝辞を兼ねて天野和夫元総長・学長の生涯が簡潔に紹介され、続いて選考理由が述べられた。受賞者からは受賞に対する謝辞が述べられ、最後に、受賞者を囲んで集合写真を撮影し、和やかに終了した。

（法学研究科長 山本 忠）



Study Group

研究会

2020 年 9 月～2021 年 1 月

■法学部定例研究会：

- 20 年 9 月 5 日 商法研究会：山田泰弘氏「会社の補償」、島田志帆氏「判例研究 後の株主総会決議不存在確認の訴えが併合された場合における取締役選解任決議取消しの訴えの利益(東京高判平成 30 年 9 月 12 日金判 1553 号 17 頁)」
- 20 年 9 月 12 日 第 4 回面会交流支援団体フォーラム：瀬地山葉矢氏「子どものための面会交流支援を考える・アタッチメントとは」
- 20 年 11 月 7 日 商法研究会：高橋慶親氏「近年における不公正取引の動向－偽計って何？－」、土岐孝宏氏「判例研究 保険金受取人変更の意思表示の有効性等」(和歌山地田辺支判平成 31 年 4 月 24 日判時 2434 号 71 頁、金判 1573 号 43 頁)
- 20 年 11 月 11 日 立命館大学国際学術講演会：Birgit Daiber 氏「Marriage equality – legal protection of homosexual couples from the point of view of German Constitutional Law」
- 20 年 11 月 24 日 第 1 回公法研究会：青山侑香里氏「家族に対する国家介入のあり方の検討」、福田裕太氏「『君が代』起立・斉唱拒否と思想・良心の自由」
- 20 年 11 月 25 日 第 1 回政治学研究会：秋田市太郎氏「初期エルンスト・ブロッホにおける「非同時代性」概念の検討－『ユートピアの精神』から『この時代の遺産』、村田尚基氏「Open University と労働党の思想－設立の経緯とイデオロギーを探る－」、榊井優輝氏「日本の都市発展と都市内部構造の理論－コンパクトシティ政策を中心に」
- 20 年 11 月 27 日 第 1 回民事法研究会：菊地航平氏「上場会社における会社 3 制度におけるモニタリングモデル導入の適否について」、野邊采花氏「著作権法における『デジタル消尽』について」、WANG Juxin 氏「職務発明について相当の利益の算定」、松下紘也氏「船舶による海洋汚染の国際私法的考察」、橋本翔吾氏「更生を妨げられない権利について－民法の立場から」、飯田政太郎氏「成年後見制度における報酬負担に関する考察」、吉澤あやね氏「子どもアドボカシー制度の導入－虐待を受けた子どもの意見表明権を支える仕組みを考える－」、春日井遥花氏「定型約款の変更規定(改正民法 548 条の 4)の解釈問題について」、舩見菜々子氏「自動運転に関する損害賠償責任－運行供用者責任による製造物責任の肩代わり現象の問題を中心として－」
- 20 年 11 月 30 日 2020 年立命館大学法学部客員教授講演会：Wolf-Dietrich Walker 氏「ドイツ強制執行法における効果的な権利保護」
- 20 年 12 月 1 日 第 2 回公法研究会：朝倉彰彦氏「憲法学における人間像－『憲法上の権利』論を基礎とした再構成－」、久保田茉莉氏「軍隊とジェンダー－フランス軍における女性差別の構造－」

- 20 年 12 月 3 日 第 3 回公法研究会：JIN YOUCHEN 氏「外交的保護における国内救済完了原則」
- 20 年 12 月 4 日 第 2 回民事法研究会：西畑佳奈氏「実効的な最低賃金履行確保制度の研究」
- 20 年 12 月 5 日 商法研究会：原弘明氏「判例研究 アドバネクスト事件控訴審判決」（東京高判令和元年 10 月 17 日金判 1582 号 30 頁）、清水円香氏「フランス法におけるグループガバナンスに関する議論状況」
- 20 年 12 月 7 日 第 1 回刑事法研究会：賀裕雪氏「児童に対する性犯罪に関する中日両国の法制度」、笹谷珠希氏「再審請求審における検察官関与のあり方とその限界について－検察官抗告を中心に」、小山梨沙氏「女性の犯罪原因から考える刑事司法による処遇の現状と課題」
- 20 年 12 月 8 日 第 1 回税法研究会：川崎真緒氏「相続税法における「財産の取得の時」の意義」、山田万尋氏「消費税法上の「対価」性」、別處聖太氏「法人税法 22 条 2 項における「無償による役務の提供」の範囲」
- 20 年 12 月 8 日 第 4 回公法研究会：伊佐地隆人氏「司法における法創造について」、長谷川宝氏「空き家法制の現状と課題－国・自治体の求める制度－」、三宅慶彦氏「公の施設と住民参加」、藤口智子氏「日本中世の村落社会をめぐる支配構造における暴力の意義」
- 20 年 12 月 14 日 2020 年立命館大学法学部客員教授講演会：Wolf-Dietrich Walker 氏「スポーツ仲裁裁判所」
- 21 年 1 月 9 日 商法研究会：村田敏一氏「スチュワードシップ・コードの再改訂について－英国と日本－」、山田拓広氏「賠償責任保険契約における故意免責適用に関する研究」





立命館ロー・ニュースレター

第 90 号 (2021 年 2 月)

編集：立命館大学法学会

ニュースレター編集委員会（法学部研究委員会）

発行：立命館大学法学会

〒603-8577 京都市北区等持院北町 56-1

TEL：075-465-8177

FAX：075-465-8294

URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)

